

保護者 各位

藍住町教育委員会学校教育課

### 就学援助について（お知らせ）

#### □ 就学援助制度について

就学援助制度は、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由によって就学困難な児童生徒に学用品費等の援助を行うものです。来年度に就学援助を希望される方は、このお知らせをお読みになり必ず申請してください。今年度に認定を受けている方も申請が必要です。

※新入生の申請時に同一世帯分をまとめて申請された方については、申請は不要です。

#### □ 必要な書類

① 就学援助費受給申請書 … 申請書裏面の「記入の手引き」により記入してください。

※就学援助費の認定にあたっては、住民登録上の世帯のほかにも、同一建物に居住している場合は、同一世帯として審査しますので、同一建物に居住している方の記入もお願いします。

② 所得課税証明書 … 令和5年1月1日の住所地が藍住町の方に限り、所得課税証明書は必要ありませんので、ご注意ください。

藍住町に令和5年1月1日に住所がなかった方は、令和5年1月1日現在の住所地で所得課税証明書の交付を受けてください。

※所得課税証明書が不要な方も、所得の申告ができていない場合は、税務課にて所得の申告をお願いいたします。

#### □ 提出先

藍住町教育委員会学校教育課（藍住町役場2階）に提出

#### □ 受付期間

令和6年2月13日（火）～令和6年3月29日（金）

※上記受付期間以降に申請する場合は、受付日の翌月からの認定になる場合があります。

#### □ 支給対象について

原則として藍住町に住所を有する児童・生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者に準じる程度に生活が困窮していて、藍住町教育委員会が交付を認めた方です。

<認定となる所得限度額の目安>

参考) 令和5年度基準より

(大人・・・30代後半、小人・・・小学生、持ち家有りで試算)

世帯構成例	基準所得
大人1人 小人1人	約1,800,000円未満
大人1人 小人2人	約2,250,000円未満
大人2人 小人1人	約2,150,000円未満
大人2人 小人2人	約2,450,000円未満
大人2人 小人3人	約2,800,000円未満

※世帯人数、世帯員の年齢、住居の形態等で、基準所得が変化します。

※基準は毎年変わる可能性があります。

□ 支給内容について

原則、各学期末の月に年3回口座振り込みにて行います。支給費目と支給額については以下のとおりです。(ただし、国の決定事項等によって、金額が変更となることがあります)

※事務の都合上、振り込みの通知は送付しません。

※給食費・校納金に未納がある場合、援助費から差し引いて支給します。この場合は、明細を送付します。

※新入学用品費は令和6年3月下旬に、修学旅行費は修学旅行を実施した学期末に支給予定です。年度途中で申請した方は受給できない事がありますので、ご注意ください。

※修学旅行費については、先に自己負担していただき、学校からの実績報告を基に支給額を決定します。先に自己負担することが困難な場合は、申請時に教育委員会に申し出てください。

<令和6年度年間支給予定額・支給費目一覧>

	対象者	小学生	中学生
学用品費	全学年	年額11,630円	年額22,730円
新入学学用品費	4月認定の1年生 ※4/30までに申請があった1年生	年額54,060円	年額63,000円
修学旅行費	参加者	対象費目による	対象費目による
給食費	全学年	実費	実費
医療費	う歯(虫歯)の治療を希望する者	自己負担額	自己負担額

【備考】

※医療費はう歯(虫歯)の治療(保険適用分)に限ります。う歯の治療以外は対象外です。

※う歯の治療を受ける際は、事前に教育委員会で歯科医療券発行の申請を受けてください。

(歯科検診の通知等がなくても医療券を発行できます)

※町外の学校に通学している児童・生徒の支給額(修学旅行費等)は藍住町の基準額で支給します。

※町外の学校に通学している児童・生徒の給食費・医療費は、支給対象外です。支給については、通学先の小・中学校に御相談ください。

※町外から本町の小・中学校に通学されている方は、給食費・医療費のみ対象です。それ以外の費目の支給については、住所地の各市町村教育委員会で御相談ください。

※生活保護(教育扶助)を受けている方は、修学旅行費のみ支給します。

□ その他注意事項

※所得金額により、認定されないことがあります。

※必要に応じて、民生委員の助言を求める実態調査を行います。

※書類に不備がある場合、後日連絡して補正を求めます。連絡後も、申請月末日まで書類に不備がある状態が続く場合は、認定されないことがあります。

※虚偽(住所含む)または不正の申請をした場合は、認定が取り消しとなり、援助費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

※年度途中で申請も随時可能です。ただし、その場合は申請受付日の翌月以降から援助費の支給を開始します。

※令和6年度から、全ての児童・生徒の保護者の方に申請書類を配布することとしております。

藍住町教育委員会学校教育課  
担当 吉田  
電話 (088)637-3128  
ファクシミリ (088)637-3153